

令和5年度 運動部活動に係る活動方針

八幡浜市立松柏中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。また、体力や技能の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身に付けるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

2 基本的な指導方針

(1) 心身の成長過程にある生徒が、体力を向上させたり、スポーツや文化等における技能の向上に努めたりするように支援する。

(2) 心身の調和のとれた発達を図り、他者と協力し、連帯する精神や公正さと規律や礼儀を大切にすること、克己心を育てる。

(3) 部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主的で実践的な態度を育てる。

(4) 各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で指導し、過重な負担とならないよう留意する。体罰は決して許されないことを十分に意識する。

3 基本的事項

(1) 運営に関すること

① 部活動の設置

- ・ 本校の教育活動の中に部活動を設置する。
- ・ 各部活動の目標の下、年間指導計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問の監督の下、指導に当たる。
- ・ 部活動全体の推進を図るため、生徒指導部内に部活動総括担当者を置く。

② 指導体制について

- ・ 顧問や学級担任、保護者間との連携を図り、円滑な運営を心掛ける。
- ・ 専門性を有した外部指導者の効果的な活用や合同チーム編成による活動の存続等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- ・ 顧問会議を必要に応じて開き、各部の現状や課題を共有し、課題解決に向けた取組を行う。

③ 家庭・地域との連携について

- ・ 部活動懇談会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。

④ 設置種目について

- ・ 設置部活動は、以下の8部とする。
軟式野球 女子バレーボール 男女ソフトテニス 男女卓球 吹奏楽 VYS

⑤ 入部について

- ・ 1年生は、4月中に開催する部活動結成式をもって入部とする。
- ・ 2・3年生は、特別な場合を除き、原則として現在加入の部を継続する。

(2) 活動に関すること

① 練習について

- ・ 部員の健康状態を常に把握し、事故防止に最善の注意を払う。熱中症事故防止に関しても気温や湿度などの環境条件に配慮し、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れた柔軟な対応をする。
- ・ 原則として、練習は校内の定められた場所で行う。但し、校外で練習を行う場合は、学校長の許可を必要とする。
- ・ 下校時刻を厳守する。顧問は、部員の下校完了まで責任を持つこと。
- ・ 顧問や副顧問等が不在のときは、練習できない。
- ・ 顧問は、金銭や貴重品の保管を確実にすること。

② 練習試合に関して

- ・ 「生徒引率承認願」に必要事項を記入し、部活動主任まで提出する。部活動主任は、教頭・校長の承認を得て、顧問に許可通知する。なお、市外で行われる協会等の大会への参加については、事前に「大会参加承認申請書」を2部、事後に「結果報告書」を1部、市教委に提出する。
- ・ 交通手段は、原則として公共の交通手段を利用する。近距離は、自転車でも良い。
- ・ 顧問が必ず引率し、学校で集合・解散する。(スポセン・JR八幡浜駅は集合可)
- ・ 費用は、生徒の負担にならないように配慮する。

③ 転部に関して

- ・ 部を転部する場合は、本人の意思、部活動顧問の指導を各学級担任が確認し、保護者の承諾を得る。(退部届け・入部届けを提出する)

④ 指導事項に関して

○ 服装

- ・ 練習の服装は、体操服かユニフォーム(練習着可)、または、顧問の許可する服装とする。
- ・ 土・日・休業日の部活動への登下校は、体操服でも良い。

○ 出欠席

- ・ 各部活動顧問は、部員の出欠を必ず確認する。必要があれば学級担任と連絡を取る。

○ 自転車許可

- ・ 土・日・休業日には、学校への自転車の乗り入れを認める。(指定の場所に駐輪すること)
- ・ 平日にスポーツセンター等へ行く場合は、自転車での移動を認める。

○ 部室管理

- ・ 使用した設備の整頓や清掃、部室の整理整頓及び校舎・部室の施錠を確実にを行うこと。
- ・ 部室での飲食は禁止する。

⑤ 活動時間に関して

- 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設けることを原則とし、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とする。ただし、大会等のために土曜日・日曜日ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 1日の活動時間は、原則として、平日においては2時間程度、休業日においては3時間程度とする。ただし、大会等においては、この限りではない。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 中学校体育連盟が主催する大会(総合体育大会・新人体育大会)前に、上記の時間等を延長・変更して活動する場合は、早くとも1か月前からとし、校長の承認の下、生徒や教職員にとって過度な負担とならないよう配慮する。なお、延長した活動分については、振り替えの休養日を設け、休養が確保できるよう留意する。
- 文化部の活動については、運動部の活動に準ずる。